

消費生活センターだより

NO.34

浦安市消費者生活センター
〒279-8501 浦安市猫実1-1-1
TEL. 047-390-0086
FAX. 047-390-6521

見守り 新鮮情報

銀行の業界団体
を名乗る男から、
「消費税増税」の
関係で、高齢者に

社会保険料の一部が戻ることになった。**通帳とキャッシュカード**の番号を教えてほしい。お宅は4万円戻る」と
電話があった。(80歳代 男性)



©Kurosaki Gen

消費税率引き上げに 便乗した詐欺に注意

ひとこと助言

便乗詐欺に注意



見守るくん

- 社会的に話題になっている出来事を悪用し、言葉巧みに近づく詐欺手口が見られます。今後、消費税率の引き上げに便乗した手口の発生が予想され、注意が必要です。
- 金融機関や行政等が、消費税増税を理由に消費者個人に電話をかけてくることはありません。「お金が戻ってくる」等と言われても信用してはいけません。
- 着信番号通知や録音機を活用し、知っている人以外の電話には直接出ないということもトラブルを避ける一つの方法です。
- 不審な電話があったら、すぐに最寄りの警察やお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(警察相談専用電話「#9110」、消費者ホットライン「188」)。

海外の製品を並行輸入品や個人輸入品として購入するときの注意点

～安全性に問題、返品や交換・リコール対応ができない可能性も～

「並行輸入品」とは、海外メーカーの日本支社や輸入販売契約を結んだ正規の代理店等を通じて日本に輸入される「正規輸入品」とは異なるルートで輸入されたものです。

正規輸入品よりも価格が安いことなどから、近年インターネットサイトを通じて、広く売買されています。

また、「個人輸入品」とは、海外の製品を個人で使用することを目的として、海外から直接購入したものです。

そうした中、海外の製品を並行輸入品又は個人輸入品として購入した際に、取扱説明書が日本語ではなく注意表示がなかった、粗悪品ですぐに壊れた、化粧品で皮膚に障害が起きた、リコールされているのに返品できなかつたなどの情報が、消費者庁に寄せられています。

海外の製品を並行輸入又は個人輸入する際には、リスクを理解したうえで、信頼できる業者から購入しましょう。



事故や
トラブルを
防ぐための
アドバイス

- (1) 並行輸入品は正規輸入品よりも安く購入することができますが、国内の正規品とは仕様が異なる製品であることを理解したうえで購入しましょう。
- (2) 購入先や返品条件などの契約内容を確認してから購入しましょう。
- (3) 購入前にリコール対象製品になっていないかを確認しましょう。
- (4) 事業者の連絡先を確認し、記録しておきましょう。
- (5) 困ったときは、一人で悩まずに「消費生活センター」にご相談ください。



子どもがオンラインゲームで無断決済！ 家庭内でルール作りを！

事例

携帯電話会社から、
キャリア決済の

支払額が限度額の10万円を超えるという通知が届いた。家族に聞くと、小学生の娘が私のスマートフォンでオンラインゲームをしていたことが分かった。こっそり盗み見たパスワードを入れてゲームをダウンロードし、課金したという。娘は、お金を払っているという感覚もなくゲームを進めていたようだ。

(当事者：10歳 女児)



…ひとつアドバイス…

- 子どもがオンラインゲームで課金し高額請求を受けるケースでは、親のクレジットカード情報を勝手に使用してしまうほか、最近では携帯電話のキャリア決済を無断で利用してしまうケースも見られます。
- クレジットカードやキャリア決済のパスワード等の管理には十分注意しましょう。利用ごとに通知をもらう設定をし、利用

- 状況を確認するのも一つの方法です。
- 周囲の大人は、ゲームの料金体系や決済方法等を理解し、日ごろから子どもとゲームの利用ルールについてよく話し合いましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

さぼーとくん

どうしよう? 困ったときは、 「消費者ホットライン」 い や や **188**にご相談を!



家の無料点検を
受けたら、
リフォームを
進められた…

お試し購入の
はずだったのに、
2回目、3回目が
届いて請求された…

「必ず儲かる」と
誘われたけど、
話が違う…

…など、消費者トラブルで困っていることはありませんか？

そんなときは全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン
「188（いやや！）」にご相談ください。最寄りの消費生活センターや消費生
活相談窓口につながり、専門の相談員がトラブル解消を支援します。

悪質商法にだまされないで！～出前講座のご案内～

悪質な業者の手口は、ますます巧妙化しており、被害も少なくありません。消費生活セ
ンターでは、消費者の被害やトラブルを未然に防ぎ、消費者知識を身についていただく
ことを目的とした「出前講座」を実施しています。

専門的な知識をもった消費生活相談員が直接出向いて楽しく分かりやすくお話しします。
地域の集会やグループの学習会などに是非ご利用ください。

- 【内 容】 悪質商法の手口と対処法
若者が巻き込まれやすい消費者トラブル
高齢者を狙う悪質商法 など
- 【講 師】 消費生活相談員等
- 【費 用】 無料
- 【申込方法】 参加人数10名以上で、会場をご用意ください。
事前に消費生活センターまでご連絡いただき、
申込書をご提出ください。



▼浦安市消費生活センター▼

☎ 047-390-0030

相談日：月～金（祝日及び振替休日、年末年始を除く）

相談時間：午前10時～午後4時まで 場所：浦安市役所10階